

### 10-1 聴覚・言語機能の障がい者の緊急通報の登録

窓口：障がい福祉課（電話 53-4059 FAX 26-9113） 又は各地域振興局地域住民課

登録後の窓口：松阪地区広域消防組合（電話 25-0119 FAX 21-6282 メール [sirei@mie-matsusaka119.jp](mailto:sirei@mie-matsusaka119.jp)）

聴覚・言語機能に障がいがあり音声電話による通報が困難な方は、次のシステムを利用し、火災・事故・急病等の119番通報をすることができます。

#### ① NET119 緊急通報システム

【通報手段】 携帯電話、スマートフォン

#### ② 緊急通報ファックス

【通報手段】 自宅のファックス

①②どちらも登録が必要となりますので、事前に松阪地区広域消防組合までお問い合わせください。

#### 【対象者】

聴覚又は言語障がいのある方（②の場合は、自宅にファックスがある方に限ります。）

窓口：防災対策課（電話 53-4034・4313 FAX 22-1055）

災害時の防災情報（避難情報、避難所開設情報、国民保護に関する情報など）を携帯電話にメール配信するサービスです。

### （１）防災行政無線

市が屋外に設置しているスピーカーから避難をよびかけます。聞き取れない場合や聞こえにくい場合は、防災行政無線テレホンサービス（電話 25-6045）も併せてご活用ください。

市 HP、松阪ナビでも放送内容を文字で確認できます。

### （２）松阪市「防災情報メール」

防災行政無線と同内容の災害にかかわる重要な情報を携帯電話へメール配信します。

- ① [bousai.matsusaka-city@raidai.ktaiwork.jp](mailto:bousai.matsusaka-city@raidai.ktaiwork.jp) へ空メールを送ってください。

（右の QR コードからもアクセスできます。）

※ 空メール送信前に「[city.matsusaka.mie.jp](http://city.matsusaka.mie.jp)」ドメインのメールを受信できるように設定してください。



- ② 設定用メールが返信されますので、設定画面に従って登録してください。

- ③ 市が防災情報を配信したときにメールで受信することができます。

※ 情報料及び受信料は無料ですが、メール受信は、各携帯電話会社との契約内容によりパケット通信料金が必要となります。

### （３）防災みえ.jp

[a@bosaimie.jp](mailto:a@bosaimie.jp) に空メールを送信してください。

10 分以内に設定用のメールが返信されますので、画面の指示に従って登録してください。

※ 空メール送信前に「[bosaimie.jp](http://bosaimie.jp)」ドメインのメールを受信できるように設定してください。

防災みえ.jp  
<http://www.bosaimie.jp/>



### （４）緊急速報メール（エリアメール）

- ・NTT ドコモ、ソフトバンク、au（KDDI）（※対応機種あり）

登録手続き不要で、防災に関する情報が受信できます（設定により、受信しないことも可能です）。

- ・上記以外の携帯電話の場合

登録手続きが必要な場合がありますので、各携帯電話会社にお問い合わせください。

※ 緊急速報メールの場合、配信エリアを指定（松阪市内）して情報発信しますので、市外にいるときは情報は受信できません。防災情報は、なるべく松阪市「防災情報メール」を登録されることをお勧めします。

### (5) スマートフォン向け 三重県公式防災アプリ「みえ防災ナビ」

現在地の気象情報や、地震情報、避難情報などの防災情報をプッシュ通知にて受け取ることができます。プッシュ通知には事前の設定が必要です。



使い方について詳しくはWEBで

みえ防災ナビ



[ダウンロードはこちら！](#)

※アプリのダウンロードやご利用における受信料は、ご利用者の負担となります。

## 10-3 緊急通報装置の貸与 身 知 難

窓口：障がい福祉課（電話 53-4082 FAX 26-9113）又は各地域振興局地域住民課

※ 65 歳以上の方は、高齢者支援課（電話 53-4069 FAX 26-4035）

障がいのあるひとり暮らしの方に、急病や災害時の緊急時の連絡確保のため、緊急通報装置を貸与します。

### 【対象者（次のすべてに該当）】

- ① ひとり暮らしの障がい者（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者）又は難病患者で 65 歳未満の方  
※ 65 歳以上の方は、高齢者支援課高齢者サービス係へ相談してください。
- ② 市民税非課税者又は生活保護受給者

### 【必要な物】

- ① 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- ② 難病患者の場合は、特定疾患医療受給者証  
※ 申請には、協力員の登録が必要です。協力員には、通報時に緊急通報センターから初期対応の連絡をしますので、なるべく近隣にお住まいの方で 3 名程度の登録をお願いします。  
※ 申請は、電話回線が設置されている方に限ります。

### 【費用】

装置の設置工事及び貸与は無料です。また、通話料及び通信料はかかりません。ただし、装置を紛失又は過失により損壊した場合等の修理費は自己負担となります。